

西宮市立中央病院内院内感染予防対策委員会設置要綱

(設 置)

第1条 院長の諮問機関として院内感染予防対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、院内における疾患の感染予防対策について協議し、院長に意見具申するものとする。

(構 成)

第3条 委員会は次の者をもって構成し、院長が選任する。

院長	1人
医師	4人
看護部長	1人
薬剤部長	1人
薬剤部	1人
管理部長	1人
感染管理者（看護師）	1人
中央手術室看護師長	1人
中央材料室長	1人
医療技術部	2人
事務局	1人

2 委員会の委員長は、院長が指名する。

(会 議)

第4条 委員会は、毎月1回開催する。

2 必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は感染対策室におく。

付則

この要綱は昭和58年12月25日から実施する。

付則

この要綱は昭和62年9月1日から実施する。

付則

この要綱は平成11年4月1日から実施する。

付則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程14条による改正付則）

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

付則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程13条による改正付則）

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

付則

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

付則

この要綱は令和4年4月1日から実施する。